

総基電第 121 号  
平成 24 年 7 月 9 日

各総合通信局長 殿  
(総務部)  
沖縄総合通信事務所長 殿  
(総務課)

総合通信基盤局長

「無線従事者関係事務処理手続規程」の一部改正について (通達)

標記について、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (平成 21 年法律第 79 号。以下「改正法」という。) の施行に伴い、「無線従事者関係事務処理手続規程」 (平成 22 年 4 月 1 日総基電第 44 号) の一部を下記のとおり改正し、平成 24 年 7 月 9 日から施行することとしたので、よろしく取り計らわれない。

なお、改正法施行前の外国人登録原票の写し (外国人原票記載事項証明書を含む。) については、当分の間、付録第 3 号の 1 の公の機関が発行した証明書として取り扱うこととする。

#### 記

無線従事者関係事務処理手続規程 (平成 22 年 4 月 1 日総基電第 44 号) の一部を次のように改正する。

付録第 3 号中「あたって」を「当たって」に、「する他」を「するほか」に、「外国人登録原票の写し (外国人原票記載事項証明書を含む。)」を「住民票の写し」に改め、「所定欄に」の次に「住民票コード又は」を加え、「、工事担任者資格者証」を「若しくは工事担任者資格者証」に、「5 外国人氏名」を「6 外国人氏名」に改める。